◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(㎡)	指定内容 異動年月日
能生体育館	糸魚川市大字能生 1000 平 W	体育館	1285. 20	平成 28 年 4 月 15 日
	1200 番地 (旧糸魚川市大字能		(旧 1176.00)	
	生 1170 番地の 2)			
糸魚川地区公民館	糸魚川市横町一丁目	1階 中研修室	67. 43	
	14番1号	2階 多目的室	127. 08	
		2階 大研修室	91. 51	
		2階 小研修室	44. 80	
		2階 和室	67. 70	
		3階 大ホール	263. 42	
		(旧1階 中会議室、	(旧72.00、	
		2階 大会議室)	272.00)	
市振支館	糸魚川市大字市振	集会室	56. 10	
	904番地	(旧2階 集会室)	(旧126.00)	
	(旧糸魚川市大字市			
	振909番地1)			